

受講生各位

LEC 東京リーガルマインド
不動産鑑定士課

「2019 論文中答練 会計学 第1回・第2回・第3回 解説」 の誤植の訂正

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度「2019 論文中答練 会計学 第1回・第2回・第3回 解説」におきまして、下記の訂正が発生いたしました。深くお詫び申し上げますとともに、お手数をおかけいたしますが、当訂正表を参照の上、訂正の程何卒よろしく願います。

2019 論文中答練 会計学 第1回 解説		
頁・行	訂正前	訂正後
17 頁 下から 2 行目	受託品の販売した日	委託品を販売した日
2019 論文中答練 会計学 第2回 解説		
頁・行	訂正前	訂正後
7 頁	掲載中の解答例	裏面の解答例に差替え
11 頁 上から 2 行目	299～307	299～304
2019 論文中答練 会計学 第3回 解説		
頁・行	訂正前	訂正後
10 頁 ■採点基準 (4)について	相違点・・・・・・・・・・5 点	相違点・・・・・・・・・・10 点
10 頁 ■採点基準 (4)について	減損の本質・・・・・・・・・・5 点	削除
11 頁 上から 2～3 行目	テキスト p306～317 こう書け!60、 66、72/本試験出題 S60-1、H4-1、 H21-1、H23-1、H26-2、H27-2、H28-2	テキスト 173～176 こう書け!88/ 本試験出題なし

今後このような不備が生じないように、スタッフ一同努力してまいりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

敬具



0 000621 193112

FU19311

■ 解答例 ■

2019 論文中答練 会計学 第2回 解説

<p>(1) 贈与された建物の取得原価の決定については、以下の二つの考え方がある。</p>	
<p>まず、ゼロ評価説とは現行制度において、資産の取得原価は犠牲となった資産の価額によって従属的に評価するという考え方である。この考え方に基づくと、無償取得の場合の支出額はゼロであるから、取得原価主義の考え方を貫徹するならばゼロ評価となり、無償取得した資産は簿外資産となる。次に公正評価説とは、資産は将来キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉であることから、取得原価は受入資産に認められた価値をもって取得原価とすべきという考え方をいう。この考え方によれば、受贈資産の時価等を基準とした公正な評価額をもってその資産の取得原価とする。</p>	<p>ゼロ評価説</p> <p>公正評価説</p>
<p>企業会計原則で固定資産を贈与された場合には、時価等を基準として公正に評価した額をもって取得原価とすると規定している。すなわち、公正評価説を採用している。</p>	<p>制度上の取扱い</p>
<p>(2) 資本的支出目的の国庫補助金の会計的性格については、資本とみる見解と利益とみる見解とがあり、資本とみる見解の論拠は以下のとおりである。企業主体説にたった場合、企業が維持すべき資本は株主からの拠出資本以外であっても、資本助成又は資本補充を意図するものは贈与資本として企業の維持すべき拠出資本となる。一方、資本的支出目的の国庫補助金を利益とみる見解があるが、それは資本主説にたった場合、株主からの拠出資本のみを企業が維持すべき資本とみるため、株主以外からの贈与は原則として資本を構成せず、利益として処理すべきであることを根拠にする。現行制度上、建設助成目的の国庫補助金の会計的性格については利益とみる見解を採用している。</p>	<p>資本説</p> <p>利益説</p> <p>制度上の取扱い</p>
<p>(3) 圧縮記帳を行う場合には、国庫補助金を受け入れたときに、その金額を当該会計年度の損益計算書に特別利益として計上するとともに、当該国庫補助金を資本的支出に充てたとき、その金額を特別損失として計上する。以上より国庫補助金の金額は、損益計算書の純損益計算(特別損益計算)の区分において相殺される。</p>	<p>圧縮記帳の意義</p> <p>具体的には、国庫補助金受贈益として特別利益に計上し固定資産圧縮損として特別損失に計上する。</p>
<p>国庫補助金を受領した場合に圧縮記帳を採用すれば、交付時に特別利益に計上するとともに圧縮額を特別損失として計上するため、国庫補助金額は相殺されることになる。そのため、補助金の交付時の一時課税を避けることができる。一方で、圧縮記帳を行えば、当該金額だけ取得原価が圧縮されるため、減価償却費が過小に計上されると同時に当該過小な減価償却費分だけ償却期間中の利益が過大に計上されることになる。このため、課税もなし崩し的に行われることになり、課税の繰延を図ることができるという長所がある。</p>	<p>圧縮記帳の長所</p>
<p>圧縮記帳を行うと圧縮額だけ取得原価が過小になり、また、それに伴い減価償却費も過小になる。そのため、財政状態と経営成績の両面において、事実即した測定と表示が行われず、同種の資産を利用する他社との比較可能性を害することになってしまう。さらに、国庫補助金の影響は純損益計算に与えるものであるはずが、減価償却費を通じて営業損益計算に影響を与えてしまうことになってしまうという短所がある。 以上</p>	<p>圧縮記帳の短所</p>